9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十四年三月三十一日にニューデリーで
インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅
インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下
（インド側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十四年三月三十一日にニューデリーで
インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー
インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅閣下
（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）
（日本側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。
1　六百億円（六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表3欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、この書簡の付表2欄に掲げる小企業開発銀行及びインド再生可能エネルギー開発公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。
2(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表4欄、付表5欄及び付表6欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3)　この書簡の付表6欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、インド政府によって保証される。
4　借款は、計画に基づき借入人が参加金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。
5　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
6　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。
7　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報
8　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
9　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。
本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千十四年三月三十一日にニューデリーで
インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅
インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下
付表

1	2	3	4	5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ3）	小企業開発銀行	三百億円	○・一五	五年の据置期間の後十年	七年
2　新・再生可能エネルギー支援計画（フェーズ2）	インド再生可能エネルギー開発公社	三百億円	○・二五	十年の据置期間の後二十年	八年
総額					六百億円